

別記様式第5号(第4条関係)

御嵩町在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

御嵩町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名 (印)  
住 所  
電 話

(申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、裏面記載の誓約書に同意の上、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備 考	(添付書類について記載すること。在外選挙執行規則第2条の2第1項において準用する公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号口に掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

(裏)

## 誓 約 書

閲覧については貴職の指示に従い、命令違反及び報告義務違反については、公職選挙法の規定による罰則の対象となることを踏まえ、次の事項を誓約します。

1. 次に掲げる場合には、委員会に報告又は連絡します。
  - (1) 抄本記載事項に誤り又は漏れ等を発見したとき
  - (2) 委員会から閲覧した資料の所持、保管状況等について照会があったとき
2. 閲覧した資料に関して、次に掲げる事項を遵守します。
  - (1) 個人の基本的な人権の尊重、プライバシー保護のため、閲覧した資料の使用及び保管について十分注意します。
  - (2) 本人の事前の同意を得ないで、閲覧した資料を利用目的以外に利用し、又は第三者に提供しません。

※ 閲覧者は、閲覧の際、次のいずれかの書類を提示してください。

- (1) 国又は地方公共団体が交付した書類であって、当該閲覧者の写真をはり付けてあるもの（運転免許証、パスポート等）
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が交付した書類（当該閲覧者の写真をはり付けてあるものに限る。）及び国又は地方公共団体が交付した書類（前号に掲げるものを除き、健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）
- (3) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び選挙管理委員会が適当と認める書類
- (4) 閲覧者が国又は地方公共団体の機関の職員であることを証明する書類

別添

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

御嵩町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名 (印)  
住 所  
電 話

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

別添

承認法人に関する申出書

年 月 日

御嵩町選挙管理委員会委員長 様

申出者 政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名 (印)

主たる事務所の所在地

電 話

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)